

ほっとルーム あゆみ

(2018年4月1日 現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：0771-21-9922

担当者：前田 静佳

2 事業所の概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	ほっとルーム あゆみ
所 在 地	京都府亀岡市篠町篠下中筋 45 番地 3
事 業 者 番 号	京都府亀岡市指定 第 2 6 9 1 6 0 0 0 8 0 号
送 迎 対 象 地 域	京都府亀岡市全域

(2) 職員体制

職種・資格等	常 勤	非常勤	計
かんりしゃ 管理者	1 名	0 名	1 名
せいかつそうだんいん 生活相談員	2 名	0 名	2 名
かんごし じゅんかんごし 看護師・准看護師	0 名	2 名	2 名
かいごふくしし 介護福祉士	4 名	1 名	5 名
かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員	2 名	0 名	2 名
にんちしょうかいごしどうしやようせいけんしゅうしゅうりようしや 認知症介護指導者養成研修 修了者	1 名	0 名	1 名
にんちしょうかいごじっせんりーだーけんしゅうしゅうりようしや 認知症介護実践リーダー研修修了者	2 名	0 名	2 名
にんちしょうかいごじっせんしやとうようせいけんしゅうしゅうりようしや 認知症介護実践者等養成研修 修了者	3 名	0 名	3 名
認知症ケア専門士	1 名	1 名	2 名

(3) センターの設備等 せつびとう

定員	12名	機能訓練室及び食堂	1室 41.3 m ²
浴室	一般浴室 有	相談室	1室 9.7 m ²
	特別浴室 有	厨房	有
トイレ	1室 3.0 m ²	送迎車	1台

(4) 営業日及び営業時間 えいぎょうび およびえいぎょうじかん

	単独型
営業日	毎日 (年中無休)
サービス時間	基本：午前9時00分～午後4時30分 早朝：午前9時00分～午前11時00分 延長：午後6時00分～午後8時00分
受付時間	午前8時30分～午後5時00分 電話：0771-21-9922

3 提供するサービス内容 ていきょう

(1) 食事 しょくじ

- ・ 当事業所では、ご契約者の身体状況、残存能力に応じて必要な支援を行い献立から調理、片付けを共に行います。また、栄養並びにご契約者の身体しこうの状況及び嗜好こうりょを考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のために離床して食事をとっていただくことを原則としています。

(2) 入浴 にゅうよく

- ・ 入浴、又は清拭せいしきを行います。

(3) 排泄 はいせつ

- ・ 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した介助を行います。
- ・ 機能訓練 きののうくんれん
機能訓練指導員きののうくんれんしどういん (看護師が兼務かんごし けんむ) により、契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

4 サービス利用料金

(1) 基本単位(7時間～8時間)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの利用単位	985	1,092	1,199	1,307	1,414
〃(8時間～9時間)	1,017	1,127	1,237	1,349	1,459

その他の単位

- 入浴介助加算 にゅうよくかいじょかさん 50 単位
- 個別機能訓練加算 こべつきのうくんれんかさん 27 単位
- 若年性認知症利用者受入加算 じゃくねんせいになちしょうりょうしやうけいれかさん 60 単位
- サービス提供体制加算 (I) ていきょうたいせいかさん 18 単位
- 延長 (9時間～10時間) えんちょう 50 単位
- 延長 (9時間～11時間) えんちょう 100 単位

(2) 1日あたりの利用料金 (*1ヶ月を4週として)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を
のぞきんがくじこふたんがく 除いた金額 (自己負担額) をお支払い下さい。(①下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

① ご契約者の要介護度とサービス単位 【要介護】	単位
② 加算合計	
<input type="checkbox"/> 入浴介助加算 50 単位	
<input type="checkbox"/> 個別機能訓練加算 27 単位	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症受入加算 60 単位	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I) 18 単位	
<input type="checkbox"/> 延長 (9時間～10時間) 50 単位	単位
<input type="checkbox"/> 延長 (9時間～11時間) 100 単位	
③ 介護職員処遇改善加算 (I) 10.4 % : (①+②)×0.104	単位
④ 合計 (①+②+③)	単位
⑤ 合計金額 (単位=10.33円)	円
⑥ ご契約者負担 (⑤の1割 または 2割)	円
⑦ 食材料費	
<input type="checkbox"/> 昼食(440円) <input type="checkbox"/> おやつ(100円) <input type="checkbox"/> 喫茶(100円) <input type="checkbox"/> 夕食(560円)	円
⑧ 1回あたりのサービス利用料金 (⑥+⑦)	円
⑨ 1ヶ月あたりのサービス利用料金 (月 回 として)	円

☆ご契約者がまだ ようかいごにんてい 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。しょうかんばら（償還払い）

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額が変更となります。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供（しょくじていきょうひ 食事提供費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

昼食代（1回）：440円、夕食代（1回）560円

おやつ：100円、喫茶代：100円

② レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。がいしゅつじなど（特に 外出時等）

③ ふくしゃぶつ こうふ 複写物の 交付

ご契約者は、サービス提供についての きろく 記録をいつでも えつらん 閲覧できますが、しやうしん 写真を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 50円

④ にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要となる しよひようじつび 諸費用実費

日常生活品の こうにゆうだいきんなど 購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ等：当施設でお貸ししたリハビリパンツ・パット・おむつについては、後日現物で返却して頂きます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

5 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

・毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、次月領収書を発行します。

・お支払い方法は、ゆうびんきょくふりこみ郵便局振込、ゆうびんきょくこうざじどうひ郵便局口座自動引き、お落としの2通りの中からご契約の際に選べます。（後日、変更しても結構です。）

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、にんちしょうたいおうがたつうしょかいご認知症対応型通所介護計画けいかくを作成して、サービスの提供を開始します。

* きょたく居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、じぜん事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご契約者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

② 自動終了

以下の場合、^{そうほうぶんしょ}双方文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ご契約者が^{かいごほけんしせつなど}介護保険施設等に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご契約者の^{ようかいごにんていくぶん}要介護認定区分が、^{ひがいとう}非該当（^{じりつ}自立と^{にんてい}認定された場合）
- ご契約者がお亡くなりになった場合や^{ひほけんしゃしかく}被保険者資格を^{そうしつ}喪失した場合

③ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、^{しゅひぎむ}守秘義務に^{はん}反した場合、ご契約者やご家族様などに対して^{しゃかいつうねん}社会通念を^{いっだつ}逸脱する行為を行った場合、または当事業所が倒産した場合、ご契約者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ご契約者が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上^{ちえん}遅延し、料金を支払うよう^{さいこく}催告したにもかかわらず3日以内にお支払いがない場合、またはご契約者やご家族様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を^{けいぞく}継続し^{がた}難しいほどの^{はいしんこうい}背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

7 利用の^{ちゅうし}中止、^{へんこう}変更、^{ついか}追加（契約書第7条参照）

***原則的に、事前に居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）にご相談ください。**

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し

出をされた場合、取消料^{とりけしりょう}として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の^{たいちょうふりょうなどせいとう}体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	昼食代 440 円

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働^{かどうじょうきょう}状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 サービスの利用に関する^{りゅういじこう}留意事項

(1) 施設・設備^{しせつ せつび しようじょう}の使用上の注意

- ・ 施設、設備、敷地^{しきち}をその本来の用途^{ようと}に従^{したが}って利用して下さい。
- ・ 故意^{こい}に、又はわずかな注意^{ちうい}を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担^{じこふたん}により原状^{げんじょう}に復^{ふく}していただくか、又は相当^{そうとう}の代価^{だいか}をお支払いいただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑^{めいわく}を及ぼすような宗教活動^{しゅうきょうかつどう}、政治活動^{せいじかつどう}、営利活動^{えいりかつどう}を行うことはできません。
- ・ 事業所内の喫煙^{きつえん}スペース以外での喫煙はできません。

- ・ 飲食物^{いんしょくぶつ}・金銭等^{きんせんなど}の持ち込みは原則^{げんそくてき}的にお断りしております。

※ 無断で所持^{しじ}され、事務所へお預^{あづか}りいただく場合は、紛失^{ぶんしつ}等一切の責任^{せきにん}を負^おいかねますので、予めご了承ください。

(2) その他

- ・ 契約者は、新規利用及び心身の状況の変化等ある場合は、主治医に共通診断書^{きょうつうしん断書}（又は情報提供所）を依頼し、事業所に提出して頂きます。
- ・ 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

9 緊急時の対応（別紙参照）

・緊急（事故）の対応（契約書第9条参照）

① 発見時（周囲の状況観察と同時に傷病者の観察）

② 意識の確認

③ 協力者を得る

→**看護**→呼吸・脈拍確認→経過観察（体位、保温等）

→**連絡者**→**通報連絡**→**介護者**・**主治医**・**救急**

④ 搬送

⑤ 報告 **京都府(南丹保健所)**・**亀岡市**・**各担当居宅介護支援事業所**

10 サービスの内容に関する苦情窓口

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

[生活相談員] **前田 静佳**（電話番号：0771-21-9922）

（上記担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります。）

○ 受付時間 午前 9：00 ～ 午後 4：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

亀岡市・市役所 <small>こうれいふくしか</small> 高齢福祉課	所在地 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所1階 電話番号 (0771) 25-5182
<small>きょうとふしゃかいふくしきょうぎかい</small> 京都府社会福祉協議会 <small>うんえいいんかい</small> 運営委員会	電話番号 (075) 252-2152

（3）第三者委員（事業所に直接言いにくい苦情の窓口）

○ 第三者委員 **四方 保**（電話番号：23-3181）

中川 征男（電話番号：24-1505）

11 法人及び当事業所の概要

(1) 法人名 社会福祉法人 倣 襄 会 (ほうじょうかい)

(2) 法人所在地 京都府亀岡市篠町篠下中筋45番地の1

(3) 代表者氏名 理事長 井 内 邦 典

(4) 電話番号 0771-24-6770

(5) 設立年月日 昭和58年3月15日

(6) 定款に定められた事業

第2種社会福祉事業

ア) 保育所

亀岡あゆみ保育園

亀岡あゆみ保育園馬堀駅前分園

イ) 老人デイサービスセンター

亀岡あゆみデイサービスセンター

あゆみの家

公益事業

① 居宅介護支援事業

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所

② 地域包括支援センター

亀岡市地域包括支援センター あゆみ

(7) 事業所の種類 指定認知症対応型通所介護

(8) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご契約者に対し、通所介護サービスを提供します。

(9) 事業所名称 ほっとルーム あゆみ

(10) 事業所の所在地 亀岡市篠町篠下中筋45番地3

(11) 電話番号 0771-21-9922

(12) 事業所長 氏名 竹本 知子

(13) 運営方針

- ① 事業者は健全な運営に努め、認知症とその家族が住み慣れた地域で、穏やかに暮らせるよう支援する。また、認知症になっても安心して暮らせる町をつくるために、認知症への理解、予防に努め、活動を通じて地域へ貢献できる事業所を目指す。
- ② 事業所と保育園の複合施設として高齢者と子ども達との相互交流のなかで共に生き、支え合う社会実現を目指す。
- ③ 事業所は、他の運営に当たって、地域や家庭との結び付きを重視し関係政機関、他の居宅サービス事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。

(14) 開設年月 平成 26 年 4 月 1 日

ご契約者控え

平成 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

また、介護報酬の1割負担（または2割）以外のその他の利用料の支払いについても説明しました。

ほっとルームあゆみ

説明者 氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から指定通所介護サービスの提供開始について重要事項の説明を受け、サービス利用及び支払について同意しました。

契約者住所

氏名

印

署名代行者住所

氏名

印

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。